29年度　公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H29.7.28	H29.8.7	平成23年12月26日に行われた、平成23年第24回定例選挙管理委員会の議事録及び添付資料の全て外41件	1,007		1					1								・特定の個人の氏名、年齢、生年月日、氏名を類推する記載及び住所 　個人に関する情報で特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、または公にすることを予定されている情報を除く。 ・裁判に係る議案の件名の裁判の事件名のうち具体的な選挙名の部分、請求の趣旨（上告の請求の趣旨、請求の原因、上告人の主張、訴状の概要を含む。）に係る具体的な選挙名の部分、事件番号、訴訟経過の日付、裁判所担当部署名、裁判官名、書記官名、裁判所担当部署の電話番号及びＦＡＸ番号） 　個人に関する情報で他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	選挙管理委員会事務局総務課
2	H29.7.28	H29.8.9	・宣誓書 ・平成29年7月2日執行東京都議会議員選挙予算執行状況	2	1															選挙管理委員会事務局総務課
3	H29.7.28	H29.8.9	・宣誓書 ・平成29年7月2日執行東京都議会議員選挙予算執行状況	2	1															選挙管理委員会事務局総務課
4	H29.8.3	H29.8.14	東京都議会議員選挙候補者届出書等 〇〇候補（5名）	27		1					1		1						東京都情報公開条例第7条第2号 本籍地のうち告示された都道府県部分以外の部分及び戸籍謄（抄）本は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号 東京都議会議員選挙候補者届出書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。 〇〇候補から提出された供託証明書は、既に同候補者に返還済みで、不存在のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
5	H29.8.7	H29.8.14	選挙運動費用収支報告書（平成28年7月31日執行東京都知事選挙〇〇候補）	34		1							1						東京都情報公開条例第7条第4号 収支報告書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
6	H29.8.9	H29.8.16	制度が始まってから今年H29年8月9日までの働きかけについての対応記録票の全て					1												選挙管理委員会事務局総務課

7	H29.8.7	H29.8.21	平成25年第23回定例委員会 「5.会議の概要」発言の要旨記載の、報告4に関する事務局の回答にある 1.「開票所で色々な騒ぎを起こしている」事案の概要資料の全て 2.「各区市町村が係長会や局長会で検討」した内容に関する資料の全て（概要） 3.都知事選挙の「厳戒態勢」の内容の概要資料の全て 4.区市町村の局長と話をした「今後の選挙でどう防衛していくか」の内容についての記録の全て（概要で可） 5.「警察と話し合って対応している」話し合いの内容の記録・議事録の全て 報告4に関する委員の発言にある 6.「公正な選挙を執行しているという証拠」の一覧表の全て					1											選挙管理委員会事務局総務課
8	H29.8.18	H29.8.30	東京都議会議員選挙候補者届出書等 〇〇候補（10名）	30		1					1		1					東京都情報公開条例第7条第2号 本籍地のうち告示された都道府県部分以外の部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号 東京都議会議員選挙候補者届出書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇候補から提出された供託証明書は、既にそれぞれの候補者に返還済みのため不存在。 〇〇候補及び〇〇候補は、通称認定の申請を行わず戸籍名で立候補したため通称認定申請書は不存在。	選挙管理委員会事務局選挙課